

令和6年8月21日

お客様各位

株式会社富田工務店 はいばらエコセンター
〒421-0414 静岡県牧之原市勝俣 2836-63
TEL 0548-23-3076 FAX 0548-23-3075

石綿含有産業廃棄物に関する契約要件変更のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社処分場では付着物がある石綿含有産業廃棄物（金属くず等と一体となっている物。以下「対象物」という。）の受入にあたっての契約要件を下記のとおり変更させていただきます。

これにより、当変更後に当契約要件を満たさない搬入があった場合には、お持ち帰りいただく場合がございますことをご了承ください。

つきましては、今後の石綿含有産業廃棄物の委託契約締結にあたっては、契約時点で対象物の搬入予定がない場合であっても、以下の4種類を網羅した委託契約書を作成していただくことを推奨いたします。

石綿含有産業廃棄物	がれき類
	ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず
	廃プラスチック類
	安定型混合廃棄物

また、締結済みの契約について、当変更により産業廃棄物の種類を追加する必要がある場合には、契約の再締結、契約書の訂正のいずれも対応させていただきます。誠にご面倒をおかけし恐縮ではございますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、弊社では搬入ご予約時に契約の有無を確認させていただいておりますので、対象物の搬入をご予約する場合には、その旨および付着物の産業廃棄物の種類を明示していただきますようお願いいたします。

当変更は、弊社処分場の遵法性の向上および適正運営を目的したものでございます。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

変更年月日 令和6年10月1日の搬入分より

変更内容 石綿含有産業廃棄物に付着する産業廃棄物についての契約も必要といたします。

例) フランジパッキンの場合・・・金属くずの契約も必要とします。

金属製枠付き建材の場合・・・金属くずの契約も必要とします。

以上